

令和六年能登半島地震による災害の被害者の特定権利利益に係る満了日の延長に関する政令のについて

令和 6 年 6 月
内閣府政策統括官（防災担当）
総 務 省

1 政令の趣旨

- 「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成 8 年法律第 85 号。以下「法」という。）は、大規模な非常災害（特定非常災害）の被害者の権利利益の保全等を図るため、各種の特別措置を政令で定めることにより、災害時にこれらの措置を迅速に発動できるようにしたものである。
- 法第 3 条第 1 項に基づく措置は、特定非常災害の被害者が、満了日のある許認可等の行政上の権利利益（特定権利利益）について、更新等のために必要な手続をとれない場合があること等を考慮して、その満了日を政令で定める延長期日を限度として、延長することができるものである。その際、同条第 2 項により、延長措置を講ずる具体的な行政上の権利利益、地域、対象者及び延長後の満了日は、各府省等の告示により別途指定される。
さらに、同条第 4 項では、上記措置等を延長期日の翌日以降も継続する必要があるときは、政令で、条項ごとに、満了日の限度となる日を新たに定めることができるとされている。
- 本年 1 月 11 日に閣議決定し、同日に公布・施行した「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和 6 年政令第 5 号）において、令和 6 年能登半島地震を特定非常災害として指定するとともに、特定権利利益の延長期日を令和 6 年 6 月 30 日とした。
- 今般、一部の特定権利利益について、延長期日を更に延長する必要があることから、法第 3 条第 4 項の規定により、対象となる特定権利利益及びその満了日の限度となる日を本政令で定めることとした。

2 政令の概要

令和 6 年能登半島地震に関して、一定の特定権利利益について、その満了日の限度となる日を令和 6 年 12 月 31 日とする。

対象となる特定権利利益	（参考）所管省庁
児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）関係 ・ 指定障害児通所支援事業者の指定 等	こども家庭庁
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）関係 ・ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていること	厚生労働省
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）関係 ・ 指定居宅サービス事業者等の指定 等	厚生労働省
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）関係 ・ 障害者及び障害児の保護者に対する介護給付費等の支給決定 等	こども家庭庁 厚生労働省

3 スケジュール

- 令和 6 年 6 月 25 日（火）：閣 議 決 定
- 令和 6 年 6 月 28 日（金）：公 布 ・ 施 行